

ポストコロナ海外新展開支援事業助成金

【募集要項附属資料】各経費の助成対象範囲・上限

総則	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業展開調査に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ裏付け書類によって契約、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費 ・交付決定日以降に発注、購入、契約、支払等を実施した経費 但し、事前着手申請・承認により、令和4年4月1日(金)以降に事前着手が可能 ・渡航回数は2回、渡航人数は1回につき2人までが上限
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券等の金券、飲食・娯楽・接待等の経費 ・本邦消費税、国際観光旅客税 ※消費税の内訳が確認できない場合は消費税が含まれていると推測される経費全てを課税扱として消費税を算出します。 ・事業終了(最終期限:令和5年2月10日(金))迄に支払いが完了していない経費 ※クレジットカード払いの場合は、期限内に支払いがされていても一括・分割払いに関わらず実績報告書提出迄に全額銀行引落しが完了していない経費は対象外 ・クレジットカードのリボ払いで支払われた経費
渡航費	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的及び合理的な経路によるエコノミークラスの航空運賃の実費(空港利用料や燃油サーチャージ、手数料を含む) ・原則、海外への渡航費用が対象であるが、以下のものは認める <ul style="list-style-type: none"> ① 渡航先での国内移動にかかる航空運賃の実費 ② 海外渡航するための一連の渡航過程の一部と認められる日本国内での移動にかかる航空運賃の実費、及び成田空港と羽田空港を結ぶバス・鉄道実費 ③ 新型コロナウイルス感染防止に関連する規則等により発生する経費 (例:日本出国前から帰国迄に必要なPCR・抗原体等の検査・証明実費、その他、特に認める経費)
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ファースト・ビジネスクラス・プレミアムエコノミークラスの航空運賃 ※エコノミークラスからのマイレージ及び航空会社の好意による無償アップグレードも同様 ・渡航先における国内移動にかかる航空運賃以外の交通費(鉄道、バス、タクシー等) ・日本国内での空港まで、もしくは空港からの交通費
宿泊費	
対象	<p>下記、兵庫県職員等の旅費に関する条例による宿泊費を上限とし、その範囲での宿泊代金実費 但し、1回の渡航につき、2人、7連泊(機中泊は含まず)が上限</p>

<p>新型コロナウイルス感染対策隔離宿泊費の対応</p> <p>渡航先での新型コロナウイルス感染対策隔離宿泊費については、通常の宿泊費に加えて、事業実施を通じて1回のみ、1人分の実費を14日間を上限に助成します。(1夜当りの宿泊料上限、対象外費用は下記に準じる)</p>		
区分	都市名・国名	宿泊料(1夜)
指定都市	ニューヨーク、ワシントン DC、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パリ、ロンドン、シンガポール、モスクワ、アブダビ、ジュネーブ ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン ※宿泊施設の住所が指定都市内であること。	16,100 円
1	アメリカ合衆国、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ等	13,400 円
2	ロシア、タイ、ミャンマー、マレーシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、東ティモール、香港、韓国、オーストラリア等	10,800 円
3	中国、台湾、モンゴル、バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ、ネパール、ブータン 等	9,700 円
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・アーリーチェックイン、レイトチェックアウト、ルームサービス、朝食を含む食費、空港送迎費用等にかかる追加料金 ・新型コロナウイルス感染による入院、感染による隔離にかかる費用 	
通訳費		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・現地での通訳に要した実費 ・現地到着から連続8日目までの内、5日間、1日につき通訳1名分が上限 ・1日につき宿泊費地域区分の指定都市、区分1は35,000円、区分2、3は25,000円が上限 	
翻訳費		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・本助成事業(現地での展示会、企業訪問等)で使用する外国語の会社概要、製品案内等の翻訳費、印刷費及び製作費 等 ・但し、200,000円が上限 	
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、業務マニュアル、各種契約書等の翻訳費 	

【採択決定後、事業実施に際し、渡航困難状態が解消されない場合】

海外渡航困難時の現地代理人による業務委託

対象	<p>事業実施に際して、現地到着後及び帰国後の隔離、航空機の運休・減便、外務省海外安全ホームページ危険情報レベルまたは海外感染症危険レベルが2(不要不急の運航は止めてください)以上であること等により、渡航が困難と判断される場合、変更申請承認を経て、現地代理人による調査関連費用を対象とします。対象経費は下記の通り</p> <ul style="list-style-type: none">・事業期間中 1回、1人が上限・航空運賃、宿泊費 (上限、条件は日本からの渡航時の条件に準じる)・委託費 (委託先が委託者の関係会社の場合は対象外 上限は最長連続8日間、1日につき現地代理人の出発地が宿泊費地域区分の指定都市、区分1は 35, 000円、区分2, 3は 25, 000円) <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・現地代理人は期間中委託者の業務を専属的に実施する現地及び近郊に在住する法人、もしくは個人とします。・変更申請の際には代理委託先からの見積書(業務内容、計画、費用積算等)を入手し、事業終了後の実績報告時には代理委託の実施内容が判るように報告書を作成下さい。また、委託先からは必ず費用明細が記載された請求書・領収書を航空会社、宿泊施設の領収書を添付して提出下さい。
対象外	<ul style="list-style-type: none">・現地代理人を委託する場合は通訳費は対象外となります。